

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー (ケイマン) リミテッド

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング (ケイマン) リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン株式会社

---

補足信託証書

スーパーファンド・ジャパン

---

本補足信託証書は、2020年1月1日付で締結された。

## 当事者

- 1 ケイマン諸島、KY 1 -1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4階に所在するハーニーズ・フィデューシヤリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY 1 -9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4階、キャンベルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）
- 3 日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1-1 帝国ホテルタワー10階に所在するスーパーファンド・ジャパン株式会社（以下「**販売会社**」という。）

## 前文

- A 2009年6月5日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011年6月24日付修正証書（以下「**修正証書1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012年7月6日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書2**」といい、原信託証書と修正証書1と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015年5月8日に効力が発生した、2015年4月24日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015年6月26日付信託証書の変更証書（以下「**当初変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第14条第1項及び第59条に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。
- D 2017年9月26日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・ブルー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- E 2017年9月26日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・レッド・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。

- F 2018年1月1日に効力が発生した、2017年12月12日付信託証書の変更証書（以下「後発変更証書」という。）に基づき、受託会社は、とりわけ本信託の名称を変更しその他の軽微な事務的修正を行うため、原信託関連文書に修正を加えた。
- G 2018年6月13日付補足信託証書兼変更証書（以下「スーパーファンド・グリーンC証書」といい、原信託関連文書、DORAV、当初変更証書、スーパーファンド・ブルー証書、スーパーファンド・レッド証書及び後発変更証書と併せて「本信託証書」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンCジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- H 本信託証書第2項（h）に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。
- I 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、受益権者に対して10日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加は行われぬものとする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならない。
- J 本信託証書に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称するサブファンド（以下「本サブファンド」という。）を設立した。
- K 受託会社は、本サブファンドの名称を「スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティ」に変更することを希望する。
- L 販売会社は、本サブファンドの唯一の受益権者である。

## 本文

- 1 本補足信託証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本補足信託証書においても同一の意味を有するものとする。
- 3 受託会社は、その判断において、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利を重大な点において不利益に損なうものではないこと、及び受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものではないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加によっても、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないことを証する。
- 4 原信託証書第 29 項に基づき、受託会社は、現在本信託証書に基づき「スーパーファンド・ブルー・ジャパン」として設立されているサブファンドの名称を、2020 年 1 月 1 日を効力発生日として「スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティ」に変更する（以下「本サブファンドの名称変更」という。）。
- 5 管理会社は、本サブファンドの名称変更に同意した。
- 6 本サブファンドの唯一の受益権者としての販売会社は、本サブファンドの名称変更合意し、さらに本信託証書第 29 項に基づき、本補足信託証書による本信託証書への修正について 10 日前までの書面による通知を受ける本サブファンドの唯一の受益権者としての販売会社の権利を放棄する。
- 7 本補足信託証書により、受託会社は 2020 年 1 月 1 日を効力発生日として本信託証書を以下のとおり修正する。

- 7.1 本信託証書第 1 項の「サブファンド」の定義を削除し、以下に置き換える。

「サブファンド」とは、本信託のサブファンドであって本信託の他のサブファンドとは切り離された資産及び負債のプールを表章するものをいい、スーパーファンド・グリーン A・ジャパン、スーパーファンド・グリーン B・ジャパン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティを含むがこれらに限定されない。各サブファンドについて、異なる通貨建ての複数のクラスを設定できる。各サブファンドは、互いに分別して管理され、管理会社は、該当する目論見書に従いその投資を行う。

- 7.2 本信託証書第 2 項(f)の第一文をすべて削除し、以下に置き換える。

本信託は、スーパーファンド・グリーン A・ジャパン、スーパーファンド・グリーン B・ジャパン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティの 5 つのサブファンドにより構成される。本信託の各受益証券クラスは現在、円建て又は米ドル建てである。スーパーファンド・グリーン A・ジャパンは現在、ゴールド円・クラス、円・クラス及び米ドル・クラスという 3 つのクラスを有する。スーパーファンド・グリーン B・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス及びゴールド米ドル・クラスという 4 つのクラスを有する。スーパーファンド・グリーン C・ジャパンは現在、円・クラス及び米ドル・クラスという 2 つのク

ラスを有する。スーパーファンド・レッド・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス、ゴールド米ドル・クラス、シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスという6つのクラスを有する。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティは現在、円・クラス及びゴールド円・クラスという2つのクラスを有する。

- 8 本信託証書は、本サブファンドに関して引き続き完全な効力を有し、本補足信託証書と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。
- 9 本補足信託証書は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 10 本補足信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

## 署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結し交付した。

正当な権限ある取締役をして行為する )  
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ )  
イマン) リミテッドにより  
証書として署名され、交付された ) (取締役)

---

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する )  
スーパーファンド・ジャパン・トレー )  
ディング (ケイマン) リミテッドによ  
り  
証書として署名され、交付された ) (取締役)

---

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する )  
スーパーファンド・ジャパン株式会社 )  
により  
証書として署名され、交付された ) (取締役)

---

立会人